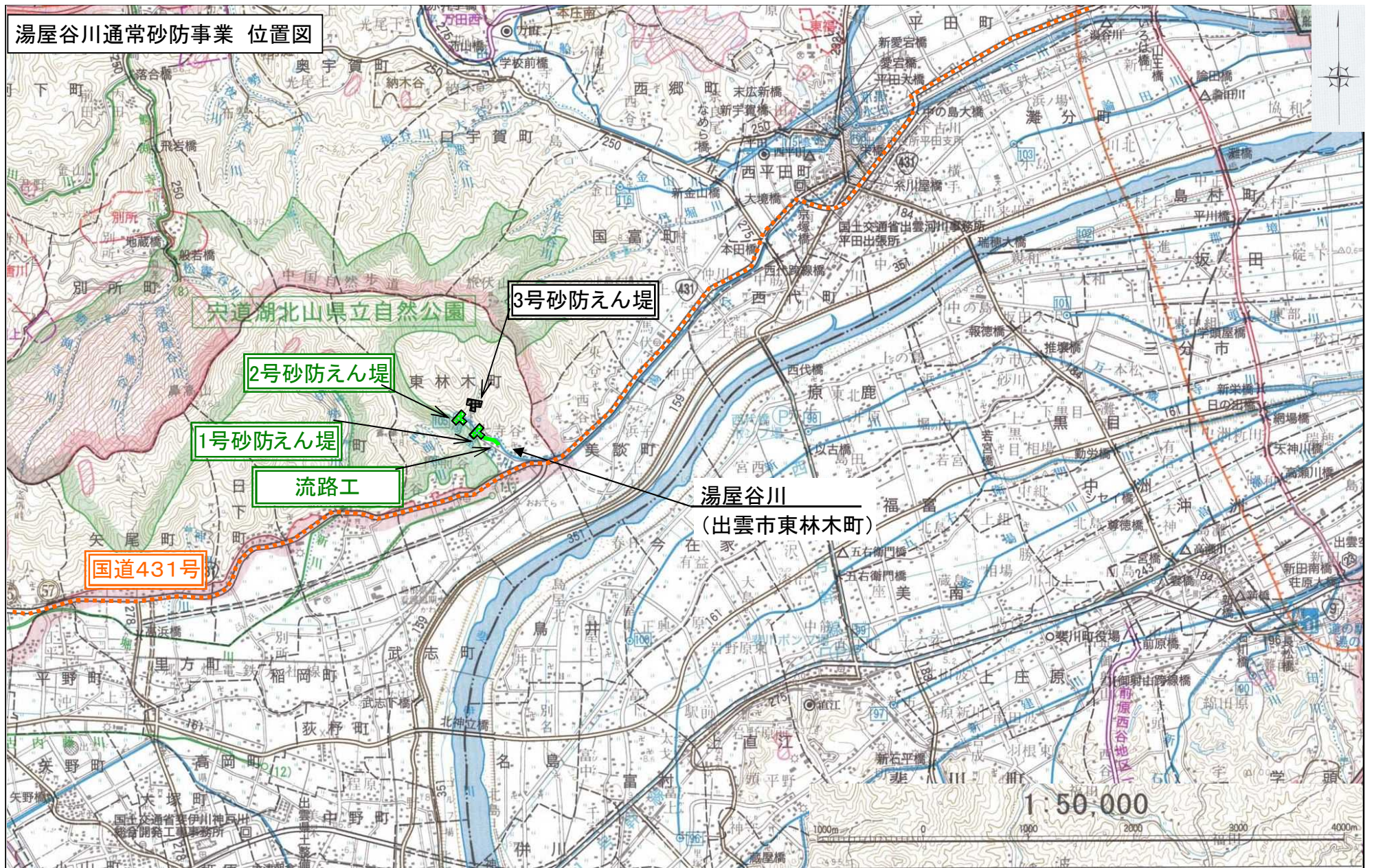


島根県公共事業再評価 対応方針（案）

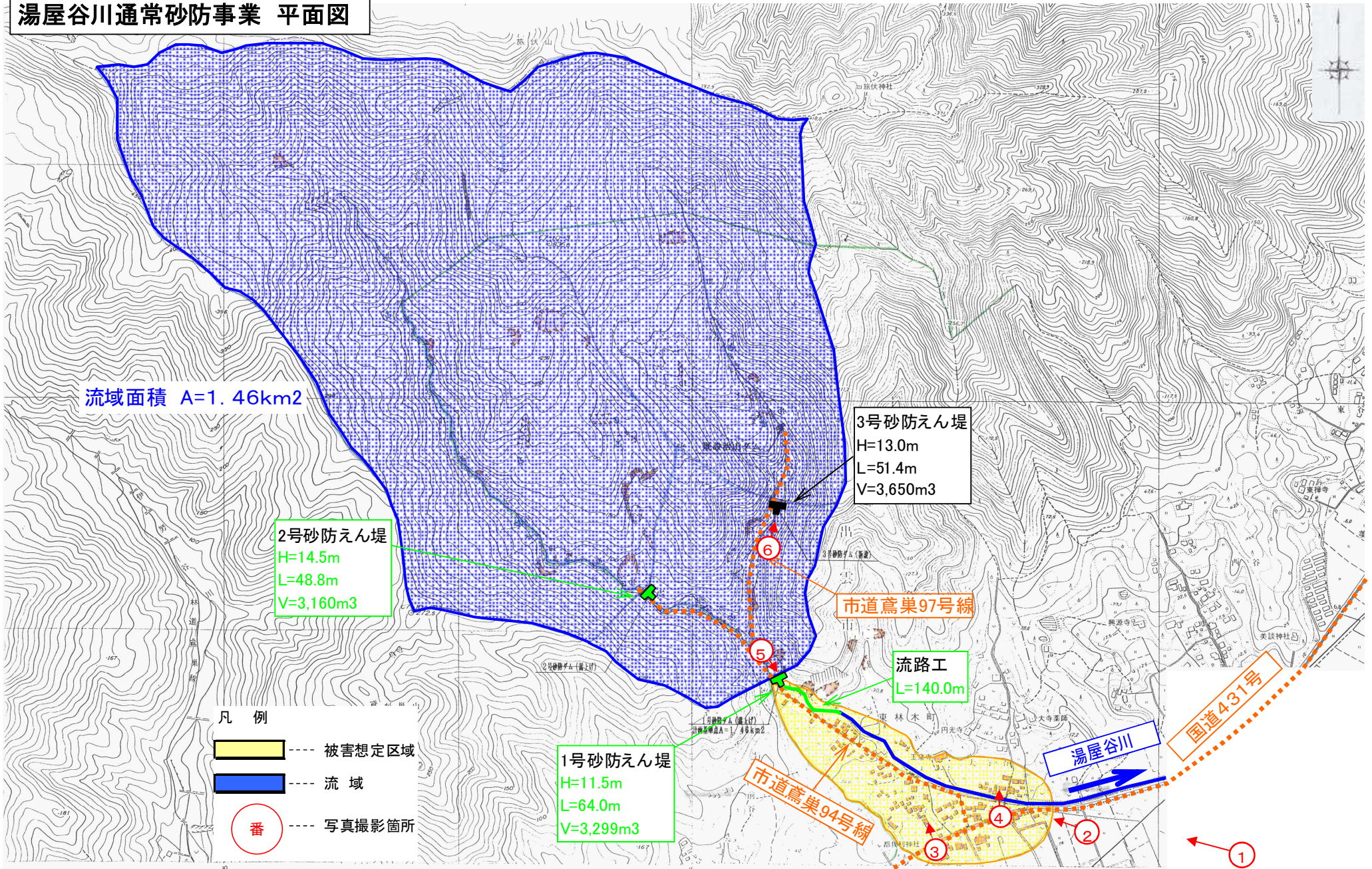
作成日 平成27年 6月

番号	事業概要・事業主体等	事業の進捗状況	事業採択時の状況及び社会情勢の変化等	事業効果	環境への配慮 事業を中止した場合の影響	今後の県の方針案
	(事業概要) (事業主体の根拠)	(事業採択・着手・完了予定年度、経過年数) (進捗状況と今後の見込み)	(事業導入の経緯・目的) (事業を取り巻く社会情勢) (事業に対する地元情勢・計画の熟度)	(費用対効果) (コスト削減・代替案等) (その他の効果)	(生活環境・自然環境への影響) (事業を中止した場合の影響)	(継続・中止)
⑦	<p>(事業名・地区) 湯屋谷川通常砂防事業</p> <p>(事業位置) 出雲市東林木町</p> <p>(事業費) 950,000千円</p> <p>(事業概要) 砂防えん堤3基 (高さ)×(長さ) ① 11.5m × 64.0m ② 14.5m × 48.8m ③ 13.0m × 51.4m 流路工 L=140.0m</p> <p>(事業主体の根拠) 砂防法第5条 砂防指定地内における砂防設備の都道府県知事による管理、工事、維持等の義務</p> <p>(再評価区分) 再評価実施後5年を経過している継続中の事業</p> <p>(担当部課名) 土木部砂防課</p>	<p>(事業採択・着手・完了予定年度、経過年数) 事業採択年度 平成13年度 用地着手年度 平成15年度 工事着手年度 平成15年度 完了予定年度 平成34年度 経過年数：15年 (進捗状況と今後の見込み) ・進捗率：56% ・工事：52% ・3号砂防えん堤 平成23年度完了 ・1号砂防えん堤 平成32年度完了予定 ・流路工 平成34年度完了予定 ・2号砂防えん堤 平成34年度完了予定 (事業が長期間となった背景、理由) ・えん堤基数が3基と多い ・近年の降雨により下流側の荒廃が進み、流路工の整備が必要となった。 ・3号えん堤部の付替道路を施工するにあたり、掘削斜面が崩壊し、事業進捗に遅れが生じた。</p>	<p>(事業導入の経緯・目的) 湯屋谷川は、流域1.46km²の土石流危険渓流で、氾濫想定区域には、人家38戸の他、生活改善センター、災害時の緊急輸送路に指定されている国道431号などがある。湯屋谷川には、既設の小規模なえん堤が2基あるが、平成9年7月の梅雨前線豪雨において、土砂が流出し下流の流路工が埋塞する被害が発生した。平成12年に渓流を再調査したところ、広範囲で山腹崩壊や溪岸浸食が進み、溪床のいたるところに不安定な土砂が堆積しているのが確認された。今後の集中豪雨等によって土石流が発生する危険性が非常に高く、土石流が発生した場合、人家や道路を直撃し大きな被害をもたらす可能性があるため対策の必要が生じた。 (事業を取り巻く社会情勢) 当事業を行うことは、地域住民の安全で安心できる生活基盤の確保はもとより、観光資源や交通、流通基盤の保全の役割も担っており、地域経済の安定にも大きく寄与するものと期待される。事業採択当時から現在にいたるまで周辺の土地利用等大きな変化はなく、地元では早期対策完了が熱望されている。 (事業に対する地元情勢・計画の熟度) 近年、土砂災害の発生件数が増加してきており、本流域の住民は土砂災害の不安を非常に強く感じているため、早期完了を熱望されている。</p>	<p>(費用対効果) B/C = 3.53</p> <p>(コスト削減・代替案等) ・建設発生土を他事業に活用することによりコストの削減を図る。 ・再生資源の積極的な利用を行いコスト削減を図る。</p> <p>(その他の効果) ・ライフライン機能の保全（電気、電話線、水道等） ・土砂災害に対する地域住民の不安感の軽減 ・病院、公共施設の利用確保 ・定住化の促進（地域における人口減少の歯止め）</p>	<p>(生活環境・自然環境への影響) 特記事項無し</p> <p>(事業を中止した場合の影響) 本川には、既設のえん堤が2基あるが、支川にはえん堤がないため、優先度の高い3号えん堤（支川部）より整備を進めている。 現在の整備状況は、3号えん堤の整備が完了し、今年度、3号えん堤部の付替道路を施工中である。1号えん堤および2号えん堤については、付替道路の整備完了後に順次整備を行う。 事業が中止された場合は、土石流の捕捉効果が低く下流の氾濫想定区域に土砂が流出するおそれがあり、人命、家屋、道路等への土石流被害が防止できなく、地域社会、経済に与える影響は甚大である。</p>	<p>(方針案) 継続</p> <p>(継続・中止の理由) 本流域は山腹の崩壊や溪流の浸食が著しく、荒廃が進んでおり、集中豪雨等により土石流が発生した場合、大きな被害をもたらすこととなる。 保全対象には人家、国道431号、市道蔦巢94号線、公共施設の湯屋谷生活改善センター、大寺谷生活改善センターが存在し、民生の安定に必要な不可欠な事業である。また、国道431号の機能が保全されることにより、防災機能の確保、地域経済活動の安定化・発展、観光振興を図る上での効果も大きい。 未着手の1号えん堤および2号えん堤については、早期完成を目指す。 事業採択当時から周辺の土地利用等に大きな変化はなく、依然として土石流発生時の危険性が高い。事業を継続して実施する必要がある。</p>

湯屋谷川通常砂防事業 位置図



湯屋谷川通常砂防事業 平面図



湯屋谷川通常砂防事業 写真

